第四十条の三の二第一項中「第四十二条の四第八項第六号」を「第四十二条の四第八項第七号」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ　当該内国法人が中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成二十一年法律第九十六号）第二条第一項に規定する金融機関から受けた事業資金の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の弁済の負担を軽減するため、同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に条件の変更が行われていること。

ロ　当該債務処理計画が平成二十八年四月一日以後に策定されたものである場合においては、当該内国法人が同日前に次のいずれにも該当しないこと。

(1)　株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項に規定する再生支援決定の対象となつた法人

(2)　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第四項に規定する支援決定の対象となつた法人

(3)　(1)及び(2)に掲げる法人のほか、財務省令で定める法人

第四十条の三の三第一項中「第二十項」を「第五項及び第二十六項」に、「第十六項及び第十七項」を「第二十二項及び第二十三項」に改め、同条第二項第一号中「の販売」を「(所得税法第二条第一項第十六号に規定する棚卸資産をいう。以下この号において同じ。)の販売」に改め、同号イ中「(ロ」の下に「及び第七項」を加え、同条第四項第二号中「特許権、実用新案権その他の財務省令で定める資産」を「無形資産（有形資産及び金融資産以外の資産として政令で定めるものをいう。以下この号及び次項において同じ。）」に、「(資産」を「(無形資産」に、「資産を」を「無形資産を」に改め、同条第二十一項中「第六項」を「第十二項」に、「第九項」を「第十五項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十項を同条第二十六項とし、同条第十九項中「第十六項の」を「第二十二項の」に、「第四十条の三の三第十六項」を「第四十条の三の三第二十二項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十八項後段を削り、同項を同条第二十四項とし、同条第十七項中「一年間」を「二年間」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十六項中「六年」を「七年」に改め、「第四項並びに」を削り、「前二項の」を「の」に、「前二項及び」を「及び」に、「第四十条の三の三第十六項(一)を「第四十条の三の三第二十二項(一)に、「同法第四十条の三の三第十六項」と、同条第四項中「第一項又は前項」とあるのは「第一項、前項又は租税特別措置法第四十条の三の三第十六項」を「同条第二十二項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十五項中「六年」を「七年」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十四項を同条第二十項とし、同条第十三項を同条第十九項とし、同条第十二項各号中「第七項」を「第十三項」に、「第八項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十一項中「第七項又は第八項」を「第十三項又は第十四項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十項を同条第十六項とし、同条第九項を同条第十五項とし、同条第八項中「第六項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第七項中「第五項」を「第九項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第六項中「。第八項」を「。以下この項及び第十四項」に、「を算定する」を「(第五項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。)を算定する」に、「及び第八項」を「及び第十四項」に、「前項各号」を「第九項各号」に、「を当該」を「を第一項に規定する」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その年分において、当該同時文書化免除内部取引につき第五項又は第六項の規定の適用がある場合は、この限りでない。

第四十条の三の三第六項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12　前項本文の規定は、同項の同時文書化免除内部取引につき第七項の規定の適用がある場合には、同項に規定する経過する日後は、適用しない。

第四十条の三の三第五項中「(前項の規定の適用がある内部取引以外の内部取引をいう。以下この項及び第七項において同じ。)に係る第三項に規定する財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項及び第七項において同じ。）」を「に係る第三項に規定する財務省令で定める書類」に、「を算定する」を「(第五項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。)を算定する」に、「第七項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から六十日」を「第十三項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から六十日」に、「を当該」を「を第一項に規定する」に、「同項第四十三号に規定する更正（以下この条において「更正」という。）又は同項第四十四号に規定する決定（次項及び第十六項において「決定」という。）」を「更正又は決定」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その年分において、当該同時文書化対象内部取引につき第五項又は第六項の規定の適用がある場合は、この限りでない。

第四十条の三の三第五項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　前項本文の規定は、同項の同時文書化対象内部取引につき第七項の規定の適用がある場合には、同項に規定する経過する日後は、適用しない。

第四十条の三の三第四項の次に次の四項を加える。

5　恒久的施設を有する非居住者の各年における当該非居住者の事業場等と恒久的施設との間の特定無形資産内部取引（内部取引のうち、特定無形資産（内部取引の時において評価することが困難な無形資産として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の譲渡若しくは貸付け（特定無形資産に係る権利の設定その他の者に特定無形資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引に相当するものをいう。以下この項において同じ。）について、当該特定無形資産内部取引の対価の額とした額を算定するための前提となつた事項（当該特定無形資産内部取引のうち、特定無形資産（内部取引の時において評価することが困難な無形資産として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の譲渡若しくは貸付け（特定無形資産に係る権利の設定その他の者に特定無形資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引に相当するものをいう。以下この項において同じ。）について、当該特定無形資産内部取引の対価の額とした額を算定するための前提となつた事項（当該特定無形資産内部取引の時に当該非居住者が予測したものに限る。）についてその内容と相違する事実が判明した場合には、税務署長は、第二項各号に掲げる取引のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める方法のうち、当該特定無形資産内部取引の内容及び当該特定無形資産内部取引の当事者が果たす機能その他の事情（当該相違する事実及びその相違することとなつた事由の発生の可能性（当該特定無形資産内部取引の時における客観的な事実に基づいて計算されたものであることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）を含む。）を勘案して、当該特定無形資産内部取引が独立の事業者の間で通常の取引の条件に従つて行われるとした場合に当該特定無形資産内部取引の対価の額とされるべき額を算定するための最も適切な方法により算定した金額を第一項に規定する独立企業間価格とみなして、当該非居住者のその年分の所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得につき同法第百六十五条第一項の規定により同法第二十二条の規定に準じて計算した金額又は同法第二条第一項第二十五号に規定する純損失の金額につき同項第四十三号に規定する更正（以下この条において「更正」という。）又は同項第四十四号に規定する決定（第九項、第十一項及び第二十二項において「決定」という。）をすることができる。ただし、当該特定無形資産内部取引の対価の額とした額とこの項本文の規定を適用したならば第一項に規定する独立企業間価格とみなされる金額とが著しく相違しない場合として政令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

6　前項本文の規定は、非居住者が同項の特定無形資産内部取引に係る次に掲げる事項の全てを記載した書類（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を作成し、又は取得している場合には、適用しない。

一　当該特定無形資産内部取引の対価の額とした額を算定するための前提となつた事項（当該特定無形資産内部取引の時に当該非居住者が予測したものに限る。次号において同じ。）の内容として財務省令で定める事項

二　当該特定無形資産内部取引の対価の額とした額を算定するための前提となつた事項についてその内容と相違する事実が判明した場合におけるその相違することとなつた事由（以下この号において「相違事由」という。）が災害その他これに類するものであるために当該特定無形資産内部取引の時に当該非居住者がその発生を予測することが困難であつたこと、又は当該相違事由の発生の可能性（当該特定無形資産内部取引の時における客観的な事実に基づいて計算されたものであることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）を勘案して当該非居住者が当該特定無形資産内部取引の対価の額とした額を算定していたこと。